



■ ジェネリック医薬品をご存知ですか

● ジェネリック医薬品とは……**安心してご使用ください。**



先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。それまで使われていた、先発医薬品に比べて薬の値段が3割～5割程度安くなるため、ジェネリック医薬品の普及によって、一人ひとりの自己負担や国の財政・健康保険組合の負担などの削減、ひいては高齢化社会の進展によって増大を続ける国民医療費の抑制にもつながります。特徴やメリットを理解していただき、ぜひジェネリック医薬品をご活用ください。

ジェネリック医薬品に変更したとき、自己負担額が一定額以上軽減される国民健康保険の方には「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」で年4回程度、通知していますので参考にしてください。

● 使用するにはどうすればいいの……**まずはかかりつけの医師に相談を**



ジェネリック医薬品を希望している場合、病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師にそのことを伝えてください。医師に直接言いにくいのであれば、受付などで相談するのもいいでしょう。診察券あるいは保険証に、市町村や協会けんぽ及び健康保険組合が配布している「ジェネリック医薬品希望シール」を貼付したり、または「ジェネリック医薬品希望カード」（下記参照）を受付に提示したりする方法もあります。

また、処方せんに記載されているのが先発医薬品の名称であっても、「変更不可」の欄にチェックがなければ、薬剤師と相談のうえ患者さん自身がジェネリック医薬品を選ぶことができます。処方せんに医薬品の商品名ではなく成分名が記載されている場合（「一般名処方」といいます）も同様に可能です。

■ 11月8日は「いい歯の日」です。

毎日、食事やおしゃべりに頑張ってくれている「お口」を今一度考えてみましょう。

調子良く使っていくためにはお手入れが必要です。毎日の歯みがきに加えて「定期健診」を習慣づけませんか？

錦江町では、40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に歯周疾患検診を実施しています。今年度対象の方でまだ受診されていらっしゃらない方、受診料は必要ありませんので、この機会に是非受診してください。

■ 第8回ハートフルウィークの開催について

誰もが共生していける地域を目指し、障がい者福祉や地域に暮らす障がい者の方々への理解を深めて頂くため、12月9日の障がい者の日を含む期間に作品展等を行います。

【開催場所・期間】

● **場所：**リナシティかのや 2階ギャラリー

● **日時：**平成26年12月5日（金）～9日（火） 10:00～16:00（9日のみ12:00）
12月7日（日） 13:00～ トークショー

10:00～16:00 販売（7日のみ）※販売会場のみ会場が変わる可能性があります。

【お問い合わせ先】おおすみ障害者就業生活支援センター（広報担当 佐久間 藤井）

鹿屋市向江町29-2（鹿屋市社会福祉会館内） TEL 0994-35-0811 FAX 0994-35-0812